

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として雇用され、会社の直営D（ガソリンスタンド）E店において接客、給油販売等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日にE店に新たに配属されたマネージャー（店長職。以下「MG」という。）に、本来MGが担当すべき業務を押しつけられるなどのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）やセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受け、平成〇年〇月中旬頃から不眠、胃痛、食欲不振、職場に近づくと気持ちが悪くなるなどの症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日にFクリニックに受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと意見する。当審査会としても、請求人の症状の推移及び医証等からみて、専門部会の当該意見は妥当なものであると判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

請求人らは、本件公開審理等において、Gマネージャーから、タイムカード打刻後のサービス残業（月40時間程度）を強要された旨主張する。しかしながら、本件の資料からは、請求人らの主張を裏付ける資料は見当たらず、また、仮に当該主張を認め、時間外労働時間数を推計したとしても、本件疾病発病前6か月における時間外労働時間数は、最も多い月でも1か月当たり

80時間に至らないものであり、請求人が長時間労働に従事していたとは認められない。

したがって、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、Gマネージャーから、罵声を浴びせられたり、怒鳴られるなどパワハラを受けた事実がある旨主張する。この点、会社関係者の申述などをみると、Gマネージャーが請求人に罵声を浴びせたり、人格を否定する言動をとった事実は確認できなかったものの、平成〇年〇月頃、Gマネージャーと請求人がシフトの件で揉めた事実は認められ、当該事実は、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当である。この際、請求人とGマネージャーが強い調子で言い争った様子などはうかがえるが、このことによって、その後の会社の業務に大きな支障を生じさせた事実は認められず、当審査会としても、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(イ) 請求人らは、上記のほか、Gマネージャーからセクハラを受けたことやタイヤ販売のノルマが課されたことについても心理的負荷となった旨主張するが、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、当審査会としても、これらの業務による心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」とであると判断する。

(4) したがって、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、心理的負荷の総合評価が「中」の出来事と「弱」の出来事が認められるが、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」となり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。